

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

【新ひだか町の地勢】

当町は、平成18年3月に旧静内町と旧三石町が合併した町で、北海道の南西部、日高振興局管内の中央部に位置し、西部と東部が丘陵と山岳、北部が日高山脈に囲まれ、南側は太平洋に面している。

町の広さは東西に31.5km、南北に36.5kmで面積は1,147.55km²であり、北海道内の「市町村別面積ランキング」では、第6位の広さを誇る。

広大な面積の83.8%を森林が占め、わずか2%にあたる太平洋沿岸の市街地に住民の約7割が生活している。

【新ひだか町の気象】

当町の年間平均気温は8.2℃、月別平均気温では、最も高い8月が20.7℃、最も低い1月が-3.4℃と夏は涼しく、冬は温暖で寒暖差が少ない海洋性気候に属している。

また、年間降水量は1,043.3mmで比較的少なく、冬も雪が少ない地域となっている。



(出典：新ひだか町観光協会)

(1) 地域の災害リスク

「暴風雨：新ひだか町地域防災計画」

当町における災害発生の要因は、暴風雨（低気圧、台風）によるものが最も多く、暴風雨災害は、7月から9月にかけて台風から変わった低気圧による集中豪雨からのものが多く発生し、河川の増水や崖崩れ等による被害は、家屋、農業、土木へと甚大になることがある。

昭和30年7月の降雨では大水害となり、死傷者39名、家屋被害2,688戸をはじめ道路や耕地、橋梁などに甚大な被害を被った。

「洪水：重ねるハザードマップ（国土地理院）」

当町には、水防法に基づく水位情報周知河川に静内川、静内川水系古川、真沼津川の3カ所が指定されており、指定河川が氾濫した場合は静内地区のほぼ全域で0.5m以下の浸水が想定されている。

特に静内川水系古川は、静内地区中心部を流れており、氾濫した場合は両岸の商店街や飲食店が軒を連ねる商業地域が3m～5mの浸水想定区域に含まれており、想定される最大浸水深に達した場合には多くの小規模事業者にも甚大な被害が生じることが予想される。

また、静内川が氾濫した場合については、上流は左岸、下流は右岸の堤内地においても0.5m～3mの浸水が想定されており、大雨や融雪期の増水にも注意が必要となっている。

3m以上の浸水深が想定される地域

地区名 (静内地区)	想定される 浸水深	小規模 事業者数
吉野町・古川町 青柳町・海岸町 本町	3m～5m	149者



(出典：重ねるハザードマップ)

「土砂災害：新ひだか町ハザードマップ・新ひだか町地域防災計画」

新ひだか町地域防災計画によると、166箇所が土砂災害危険箇所があり、そのうち160箇所が土砂災害警戒区域、87箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

指定区域のうち、主に東静内地区、春立地区、三石地区は、国道235号沿いの沿岸地域に小売業をはじめとして125者あるが、土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所が数多くあり、土砂や倒木の流入による店舗や家屋の倒壊、主要道路の封鎖による物流やライフラインの寸断なども懸念されることから対策が必要となっている。



(出典：新ひだか町ハザードマップ)

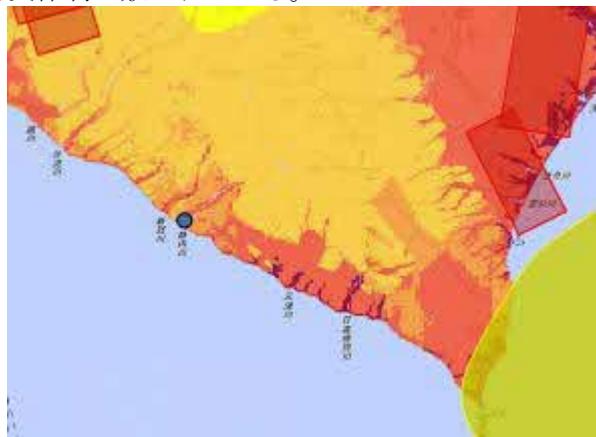
「地震：地震ハザードステーション・地震調査研究推進本部」

地震ハザードステーションの地震動予測地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の地震発生確率は当町全域で1%~20%以下となっているが、一部の沿岸部や奥地においては35%~46.5%と高くなっており、津波や土砂災害などと合わせた警戒が必要となっている。

当町は、西方の石狩低地東縁断層帯、東方の十勝平野断層帯、南方海底の日本海溝・千島海溝に囲まれており、特に千島海溝沿いを震源とした海溝型地震は、浦河沖、十勝沖、釧路沖の大地震(M7以上)がこれまでも度々発生し、被害を受けている。

また、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震では、人的被害や家屋被害の他、ブラックアウトによる物流やライフラインの寸断に伴う被害も発生した。

内閣府の中央防災会議では、当町を含む北海道、東北4県の太平洋沿岸を中心とした117市町村が「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されており、当町に大きな被害をもたらす地震として、三陸沖北部、十勝沖、根室・釧路沖の地震が挙げられており、大地震を想定した防災体制が敷かれている。



(出典：地震ハザードステーション)



(出典：地震調査研究推進本部)

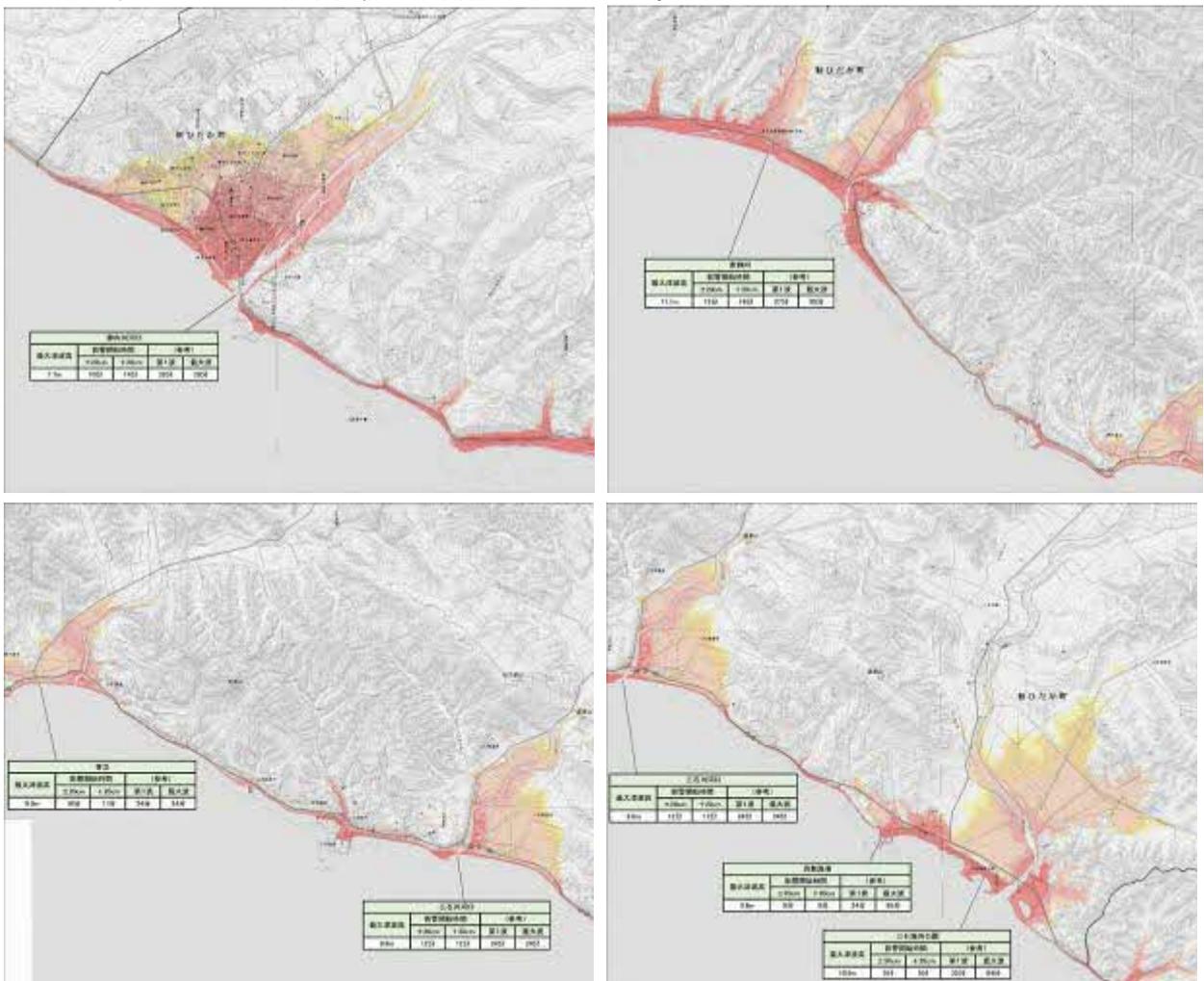
日高・十勝地域及び周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震

地震	マグニチュード	地震発生確率(30年以内)	
①内陸の活断層で発生する地震			
十勝平野断層帯	主部	8.0程度	0.1%~0.2%
	光地園断層	7.2程度	0.1%~0.4%
石狩低地東縁断層帯	主部	7.9程度	ほぼ0%
	南部	7.7程度以上	0.2%以下
②海溝型地震			
千島海溝沿い	十勝沖	8.0~8.6程度	10%程度
	根室沖	7.8~8.5程度	80%程度
日本海溝沿い	青森県東方及び岩手県沖北部	7.9程度	6%~30%

(出典：地震調査研究推進本部より一部抜粋)

「津波：北海道建設部建設政策局維持管理防災課」

新ひだか町地域防災計画では、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を踏まえ、平成24年6月に改訂された津波浸水予測図を掲載していたが、令和2年4月に国が「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル」を公表したことにより、北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会が太平洋沿岸で「最大クラスの津波」が発生した場合に想定される津波高、浸水域等が示され、当町における津波浸水予測図も修正された。



(出典：北海道建設部建設政策局維持管理防災課)

「感染症：新ひだか町保健福祉部ワクチン接種対策室」

新型コロナウイルスや新型インフルエンザなどの感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、急速な流行の際には大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

新型コロナウイルス感染症について、当町における新型コロナワクチンの接種状況は、令和3年12月3日時点で対象者の88.4%が接種済みであり、一定の集団免疫は得ているものの、いくつかの変異株の発生によって不安が絶えない状況である。

最近の主な災害記録

発生年月日	災害の種類	被害状況
H15. 8. 9	台風・大雨	旧静内町：家屋被害 159 戸、その他農業・道路・河川被害等
		旧三石町：家屋被害 1 戸、その他土木・林業被害等
H15. 9. 26	地震（十勝沖）	旧静内町：負傷者 71 名、家屋被害 344 戸、その他道路被害等
		旧三石町：負傷者 9 名、家屋被害 24 戸、その他土木被害等
H24. 11. 27	暴風・波浪	負傷者 1 名、家屋被害 15 棟、その他営農施設被害等
H25. 9. 16～17	台風	家屋被害 10 棟、その他道路・河川被害等
H28. 8. 23	大雨・暴風・波浪	家屋被害 132 棟、その他土木・商工・農業被害等
H29. 7. 17	大雨・洪水	土木・農業被害等
H30. 9. 6	地震（胆振東部）	死傷者 5 名、家屋被害 57 棟、その他土木・商工・農業被害等

（出典：新ひだか町地域防災計画）

（2）商工業者の状況

- ・商工業者数 1,046 人（独自データ）
- ・小規模事業者数 939 人（H26 経済センサス）

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
卸・小売業	246	198	市街地に集中
建設業	124	100	町内に広く分散
製造業	40	45	町内に広く分散
飲食業・宿泊業	165	162	市街地に集中
サービス業・その他	471	434	町内に広く分散

（3）これまでの取組

①当町の取組

項目	年月	備考
新ひだか町防災会議条例	H18. 3	
新ひだか町地域防災計画	H19. 3	
新ひだか町強靱化計画	R2. 2	
新ひだか町防災訓練	R3. 10	毎年 10 月に静内地区、三石地区交互に実施
防災備品の備蓄	—	備蓄食料(アルファ米 13,000 食、保存水、粉ミルク等)

②当商工会の取組

項目	年月	備考
BCP 策定セミナーの周知	随時	メールマガジン・巡回訪問等による周知（北海道等主催）
災害復旧貸付制度の周知	随時	メールマガジン・巡回訪問等による周知（日本政策金融公庫・北海道）
防災対策について対応	R3. 11	防災備品確認・備蓄、重要データの保存方法の確認

2 課題

- ・平成27年に独自のBCPを策定したものの、現状に沿った内容に更新がなされていない状態であり、早急に見直しが必要となっている。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が不十分なため、小規模事業者に対し、災害に関するリスクマネジメントについての積極的な周知や支援ができていない。
- ・感染症対策について、一部の商業団体には補助制度の活用を支援し、対策の徹底、啓発活動を行っているが、地域全体の小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(1) 成果目標

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標(事業継続力強化計画)				
			R4	R5	R6	R7	R8
卸・小売業	246	198	3	4	5	5	5
建設業	124	100	0	1	2	2	2
製造業	40	45	1	1	2	2	2
飲食業・宿泊業	165	162	3	4	3	3	3
サービス業・その他	471	434	3	2	3	3	3
合計	1,046	939	10	12	15	15	15

※策定目標については、商工会の人員体制を考慮した上で、浸水地域並びに土砂災害警戒区域の小規模事業者を優先し、概ね3期(15年間)で優先地域の全274者が策定するよう設定していく。

(2) 実施目標

項目	目的	目標
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催、巡回訪問等による周知 年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催 年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催 年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催 年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

新ひだか町	新ひだか町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和5年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ 関係団体等との連携

- ・提携先の損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8
卸・小売業	246	198	3	4	5	5	5	3	4	5	5	5
建設業	124	100	0	1	2	2	2	0	1	2	2	2
製造業	40	45	1	1	2	2	2	1	1	2	2	2
飲食業・宿泊業	165	162	3	4	3	3	3	3	4	3	3	3
サービス業・その他	471	434	3	2	3	3	3	3	2	3	3	3
合計	1,046	939	10	12	15	15	15	10	12	15	15	15

※町、商工会並びに、北海道商工会連合会等関係機関を交えた事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	新ひだか町総務部まちづくり推進課経済グループ

カ 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町まちづくり推進課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）③SNS（LINE等）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

- ・新ひだか町災害対策本部の方針に従い、当町まちづくり推進課と連携をとり、実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

・ 配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・ 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・ 予想されない重大な災害が発生したとき ・ 気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・ 町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員 補助員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・ 町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

・ 本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

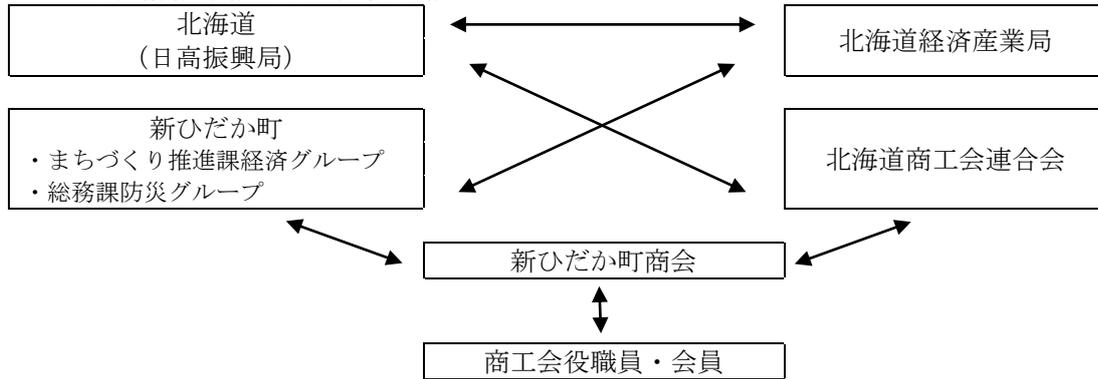
・ 当町で取りまとめた「新ひだか町インフルエンザ等対策本部条例」に基づき、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・ 二次災害発生への恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・ 当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・ 被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・ 当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、日高振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・ 被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

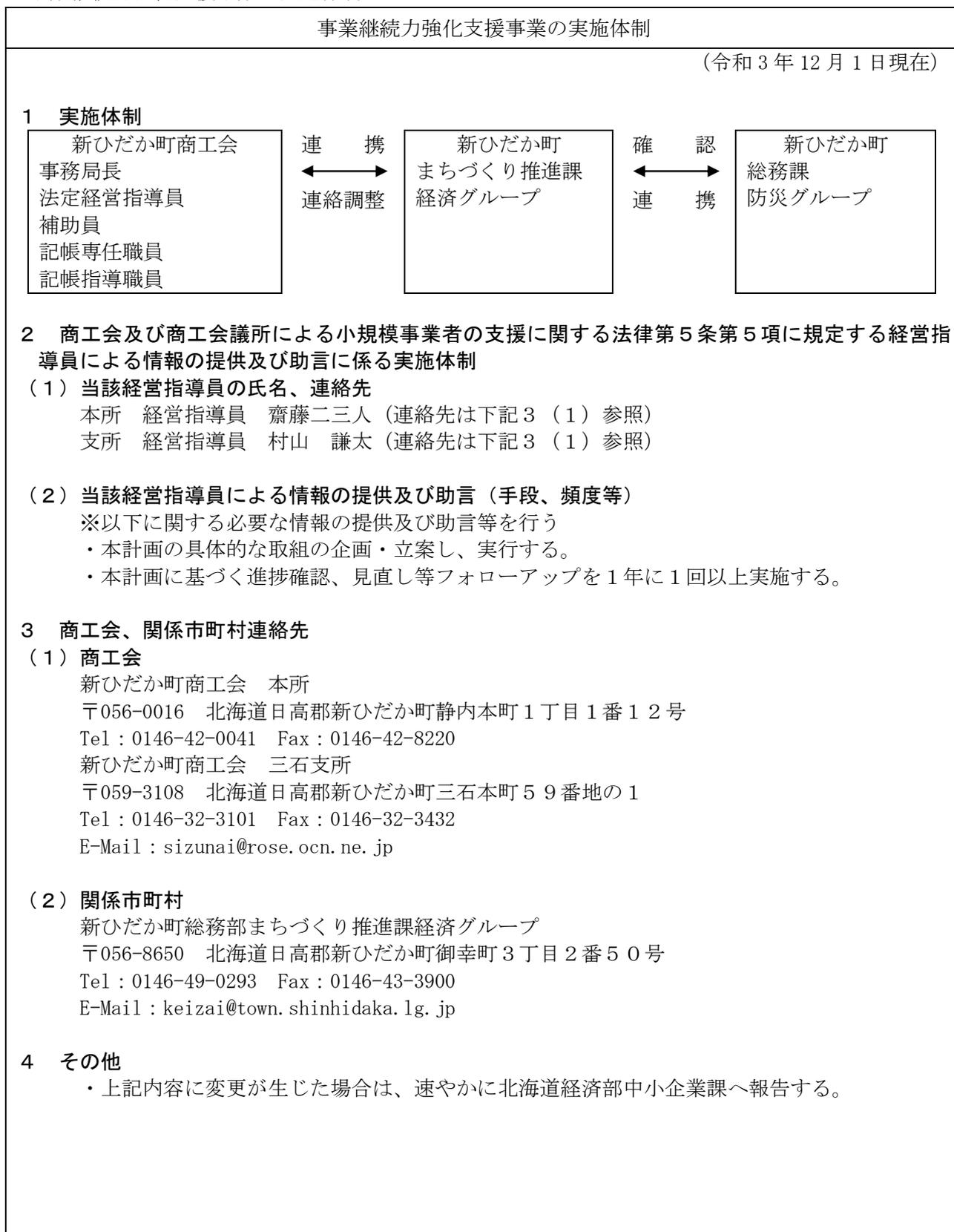
- ・新ひだか町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、新ひだか町・新ひだか町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位：千円)

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	120	120	120	120	120
・ セミナー開催費	40	40	40	40	40
・ パンフ等作成費	10	10	10	10	10
・ 防災、感染症対策費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、道補助金、町補助金、各種手数料等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。